

安全対策に関する発表会

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会

目 次

No.	発表者	題 目	工 事 名	Page
1	(株)環境建設 主任技術者兼 現場代理人 塩見清和 氏	第14-41350-0274号 道路橋りょう改良(改 良)工事(落雪対策) に於ける安全対策	○工事番号：14-41350-0274 ○工事名：道路橋りょう改良(改良)工事 (落雪対策) ○路河川名：会津坂下山都線外 ○工事場所：喜多方市山都町三津合地内外	1
2	江花建設(株) 課長 森 伸介 氏	道路橋りょう整備(交 付)工事(道路改良) 見頃作業所における安 全対策	○工事番号：14-41350-0273 ○工事名：道路橋りょう整備(交付)工事 (道路改良) ○路河川名：国道459号 ○工事場所：喜多方市上三宮町見頃地内	9
3	(株)海老名建設 取締役工事部長 鈴木忠一 氏	平成27年度尾登作業所 安全管理	○工事番号：13-41350-0409 ○工事名：道路橋りょう整備(地特)工事 (道路改良) ○路河川名：喜多方西会津線 ○工事場所：耶麻郡西会津町登世島地内	19
4	東栄建設(株) 現場代理人 渡邊雄一 氏	安全対策に関する事例 発表	○工事番号：15-41351-0094 ○工事名：道路橋りょう整備(交付)工事 (防雪柵) ○路河川名：国道115号 ○工事場所：耶麻郡猪苗代町大字三郷地内	27
5	喜多方建設事務所 事業部河川砂防課 課長 今泉仁史氏	平成27年度建設工事 安全対策重点計画書 に基づく安全パトロ ールについて		31

第14-41350-0274号 道路橋りょう改良(改良)工事(落雪対策)

に於ける安全対策

株式会社 環境建設

工事概要

(1) 工事名 第14-41350-0274号 道路橋りょう改良(改良)工事(落雪対策)

(2) 工事場所 会津坂下山都線外 喜多方市山都町三津合地内外

(3) 工期 自) 平成26年10月20日
至) 平成27年 8月31日

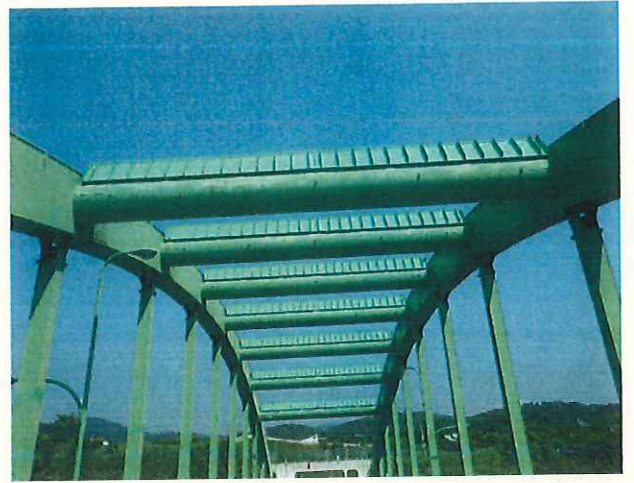
(4) 現場代理人 塩見清和

(5) 工事内容 鋼橋上部工 (山都橋9.702t・川井橋1.738t・奥川橋1.950t)

落雪カバー設置
山都橋:7基
川井橋:2基
奥川橋:2基

落雪カバー設置

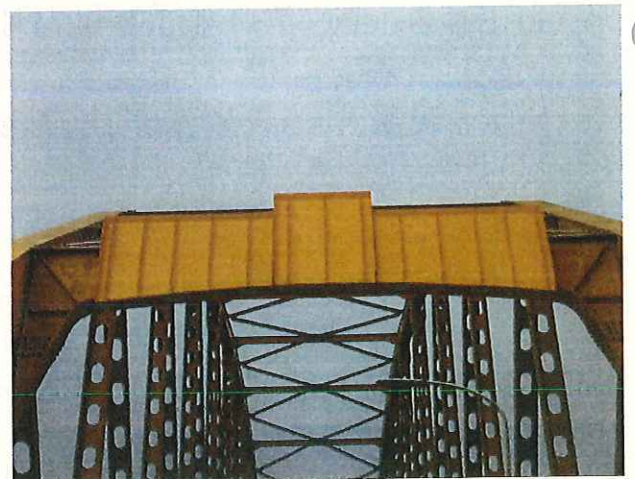
山都橋:7基



落雪カバー設置

落雪カバー設置

川井橋:2基





1. 冬期間の安全対策

橋梁の雪庇による落雪対策としてカバーを設置する工事であるが、カバー制作によりひと冬を越す事になるため、冬期間の保安対策としてシートによる養生を行い雪が積りにくいようにするとともに、高所作業車による雪庇・積雪除去を実施。

山都橋シート養生



奥川橋シート養生



積雪・雪庇除去



2. 吊り足場の安全対策

- 足場計算に基づき高所作業車を用いて吊り足場設置。
- 落下防止のためにすき間なくすようにする。
- 毎作業時の足場の点検実施。
- 第三者の立入りが出来ないようにする。



山都橋



川井橋



歩道の障害にならないよう、また第三者の
進入防止のために昇降梯子は毎作業時に
設置・撤去を行う。

転落防止装置(セフティーブロック)



梯子昇降の際は、転落防止装置を使用する。

奥川橋



奥川橋も同様に転落防止装置を使用する。

3.その他の安全対策

- リスクアセスメントによる危険予知活動(作業員の体調管理)
- 毎作業前の各種点検実施。
- 吹流しの確認。
- 野鳥保護の意識を持つ・イメージアップ。

危険予知活動



安全教育



作業前点検



吹流し



野鳥保護(イメージアップ)



道路橋りょう整備(交付)工事(道路改良) 見頃作業所における安全対策



平成27年12月 4日
現場代理人 森 伸介

 江花建設株式会社

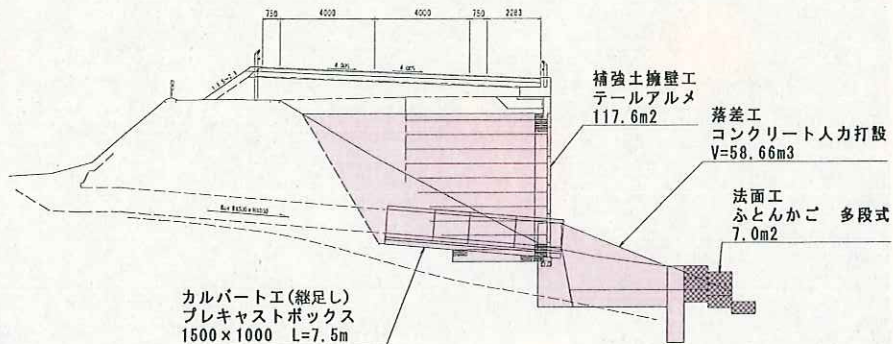
施工箇所位置図



工事概要

工事番号 第14-41350-0273号
 工事名 道路橋りょう整備(交付)工事(道路改良)
 路線名 国道459号
 施工箇所 喜多方市上三宮町見頃地内
 契約工期 平成26年11月12日～平成27年 9月30日
 竣功検査 平成27年 9月30日

工事数量 ・施工延長 L=60m ・補強土擁壁工 テールアルメ 117.6m²
 ・落差工 58.66m³ ・カルバート工 7.5m



施工現場写真

施工前

竣功



目 次

当作業所における安全対策について

- ①労働安全衛生マネジメントシステムに基づく安全衛生基本方針
- ②施工体制の確立
- ③安全衛生基本方針に基づく安全管理重点目標
- ④新規入場時教育
- ⑤安全教育訓練
- ⑥店社安全パトロール
- ⑦快適職場の施行
- ⑧まとめ

①労働安全衛生マネジメントシステムに基づく安全衛生基本方針

地域インフラ整備である公共事業における公衆・労働災害の防止を最重要方針として、作業員の労働安全を確保し、また、快適な労働環境を整備し、良好良質な現場施工を目指し、延いては土木建設業界の労働環境・悪しきイメージを払拭し、将来の担い手である若者にも魅力のある業界に改善していくことを基本方針としている。



擁壁工 作業手順書 (有害要因の特定)

作業工程	作業手順	危険有害要因の特定 (予想される危害)	危険度 A B C D	対策 A B C D	実施時期
事前準備	1. 現場確認	地盤の状況	1 2 3 B	地盤調査を実施する	施工前
	2. 資材・機材の準備	資材・機材の不足	1 3 3 B	資材・機材の不足を確認し、不足分を補充する	施工前
	3. 作業計画の作成	作業計画の不明確	2 2 4 B	作業計画を明確にする	施工前
	4. 作業区域の確保	作業区域の確保不足	5 2 10 C	作業区域を確保する	施工前
作業開始	1. 作業開始	作業開始時の安全確認	2 1 2 A	作業開始前を確認する	作業開始時
	2. 土留め工事	土留め工事の安全確認	5 2 10 C	土留め工事の安全を確認する	作業開始時
	3. 土留め工事	土留め工事の安全確認	5 2 10 C	土留め工事の安全を確認する	作業開始時
	4. 土留め工事	土留め工事の安全確認	5 2 10 C	土留め工事の安全を確認する	作業開始時
作業完了	1. 作業完了	作業完了時の安全確認	2 1 2 A	作業完了前を確認する	作業完了時
	2. 現場片付け	現場片付けの安全確認	5 2 10 C	現場片付けの安全を確認する	作業完了時
	3. 現場片付け	現場片付けの安全確認	5 2 10 C	現場片付けの安全を確認する	作業完了時
	4. 現場片付け	現場片付けの安全確認	5 2 10 C	現場片付けの安全を確認する	作業完了時

擁壁工(テールアルメ) 作業手順・作業計画書

作業計画書

作業計画表

作業計画図

リスク低減措置後の評価

【安全・工事日誌】

日付	作業内容	作業時間	作業場所	作業内容	作業時間	作業場所	作業内容	作業時間	作業場所	作業内容	作業時間	作業場所
11月27日	擁壁工	8:00~17:00	現場	土留め工事	8:00~17:00	現場	土留め工事	8:00~17:00	現場	土留め工事	8:00~17:00	現場
11月28日	擁壁工	8:00~17:00	現場	土留め工事	8:00~17:00	現場	土留め工事	8:00~17:00	現場	土留め工事	8:00~17:00	現場

作業内容: 擁壁工 (テールアルメ)

作業時間: 8:00~17:00

作業場所: 現場

作業内容: 土留め工事

作業時間: 8:00~17:00

作業場所: 現場

作業内容: 土留め工事

作業時間: 8:00~17:00

作業場所: 現場

作業内容: 土留め工事

作業時間: 8:00~17:00

作業場所: 現場

③安全衛生基本方針に基づく安全管理重点目標

1. 交通災害防止

施工箇所が喜多方市街地と山都町を結ぶ生活道路であり、見通しの悪い場所での施工となるので、一般車両通行の安全を確保すると共に、作業員には供用中道路際の作業である為、交通事故防止対策について安全教育訓練、朝礼にて繰り返し教育する。

また、具体的対応策として、仮設ガードレールの設置において、設計では5m×9組=45mとなっていたが、施工箇所が急カーブであり大型車両(主にダンプトラック)の通行があるので、幅員確保のため5m×7組 3m×4組 計 47m とし、現道のカーブ曲線に極力合わせ、安全施設による道路幅員狭窄を最少とし、夜間通行時の視認性を高めるため、点滅灯、路肩明示ポールを設置した。また、大型車両(長さ8m以上)の誤った進入を未然防止するため、ふもと 見頃地区のUターン可能箇所にて大型車両通行不可 看板を設置した。



2. 建設機械災害防止

施工箇所が谷地であり、限られた空間での、建設機械・作業員の同時作業(テールアルメ コンクリートパネル据付などのクレーン作業)となるので、事前に作成した作業手順(有害要因特定評価済)・計画書により、作業指揮系統(役割)を明確にし、作業前に配置確認のうえ作業し災害を防止した。また、作業通路がやむを得ず急勾配となってしまうため、各所に路肩明示、手摺設置、昇降設備を設置し転落災害を防止した。

また、切土法面については、落石防護ネット、降雨により流水する箇所にはシートで養生し日常点検により異常の有無を確認した。



3. 熱中症等 疾病災害防止対策

施工時期が夏季にわたり、作業員も高齢化が進んでいる。熱中症による死または重大災害発生を防止する為、熱中症予防対策として

- i 作業箇所に冷水、クーラーボックス、梅干しを常備し水分 塩分の補給実施した。
- ii 現場事務所冷蔵庫に緊急時に備え、氷まくら、経口保水液を常備した。
- iii 黒球温度計を交通誘導員に携帯させ、警報が鳴った場合、現場代理人または職長に報告するよう指示した。

〔使用した黒球温度計はWBGT値(暑さ指数)早見表の必要がなく、気温の上昇に伴い自動で警報(ブザー)してくれる物を使用した。実際に警報により3回 作業を中断し臨時休憩した〕

- iv 交通誘導員については2名配置していたが、誘導中 現地より離れることが出来ないので、巡回時に健康状態を確認すると共に、互いに無線で健康状態の確認を行った。



④新規入場教育

労働安全については、管理者による安全管理が重要であるが、各作業員の労働安全に対する認識も不可欠であるため、“作業員が守らなければならない義務”(労働安全衛生法で定められている)以下の6項目について新規入場時に特に教育した。

1. 安全状態を保つ義務(安衛法 26/32/33/120条)
囲み(バリケード) 筋かい(足場) などを取外したり、安全装置の機能を失わせない。
2. 安全措置を講じる義務(安衛則 151条の1~83)
コンクリートパネル転倒防止のため、サポート・クリップなどで固定する
3. 保護具の着用・使用の義務(安衛則 520条)
高所作業では安全帯を使用する チェーンソー作業においては防振手袋を使用する
4. 危険行動禁止の義務(安衛則 279条)
高さ1.5mを超える場所では昇降設備を使用する 喫煙所以外では喫煙しない
5. 無資格就労の禁止義務(安衛法 61条)
車両系建設機械、クレーン、玉掛け作業など一定の資格が必要
6. 建設機械の運転者の自己保全義務(安衛則 160条)
運転席から離れるときは、バケット等の作業装置を地上に降ろし、エンジンを停止し、カギを抜き車止めを設置する

以上について、建設業に携わる社会人の義務であり責務とし現場で実践させるため教育した。

*労働安全衛生法

6. 建設機械の運転者の自己保全義務(安衛則 160条)

運転席から離れるときは、バケット等の作業装置を地上に降ろし、エンジンを停止し、カギを抜き車止めを設置する

労働安全衛生規則 160条

(運転位置から離れる場合の措置)

事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 バケット、ジッパー等の作業装置を地上におろすこと。
- 二 原動機を止め、及び“走行ブレーキをかける等”の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。

解釈例規

“走行ブレーキをかける等”

「等」には、くさび、ストッパー等で止めることが含まれること。

⑤安全教育訓練

毎月実施される安全教育訓練においては、避難、消火、油脂汚染除去等の緊急事態に対する訓練を、手順書に基づき実施するとともに、各作業について安全作業手順、禁止事項等について再確認し、慣れた作業で近道行為(省略行為)をしている様な事案を正し、基本に忠実に作業するよう教育した。

また、各員から報告された“ヒヤリハット”の報告内容を全員で分析・共有し同種類別のヒヤリハットの低減を図り、重大災害の未然防止に努めた。



⑥店社安全パトロールの実施

- 当社では月1回(毎月第三土曜日)実施している店社安全パトロールに、社長・工事部長の他、建設業災害防止協会より有識者の外部講師を招いて点検指導を行っている。



- 店社パトロール終了後、当社の会議室において全社員及び協力会社の代理人が安全パトロールの講評及び、その工事に関わる安全講和を受けて各現場に戻り安全管理に反映させている。



⑦快適職場の施行

建設業 特に土木建設現場においては、仕事場が基本的に屋外であり、雨風暑さ寒さ など天候に左右され、体が資本の過酷な仕事である。

また、作業員もほとんどが高齢者であることから、労働環境改善の一環として職場環境を快適にし、作業員の負担軽減、疲労回復を促し、労働意欲の向上を図り 延いては、良好な施工品質を目指す。

実施事項

- ・現場昇降設備にアルミ合金製昇降階段を使用し設置手間の軽減、通行の安全を確保
- ・現場事務所 休憩所に仮設電源・事務機器を設置し現場事務所ではほとんどの事務処理を可能とした
- ・現場事務所(昼食時食堂)にエアコン 冷蔵庫 電子レンジ 電気ポットを設置し、やすらぎの昼食時間とした
- ・各員の健康増進 疲労回復を目的に、血圧計 マッサージ機 を設置
- ・不測の傷病者用として 薬箱 簡易ベット 寝袋 の常備

*職場環境の改善については、本社の協力が不可欠であり、本社よりの協力には感謝している。



⑧まとめ

労働災害が発生すれば、当事者・会社・関係者ともに不愉快な思いをするだけでなく、重大な損害・社会的な責任を負うこととなる。被災者は生活の糧を失いかねない。

このような不幸な事態に陥らないよう、また、現場従事者の防護となるよう 愛情と厳しさをもち安全管理に努めていきたい。

また、労働者のため 更なる 労働環境の改善に努力する。



江花建設株式会社

道路橋りょう整備(交付)工事(道路改良)

見頃作業所

平成27年度

尾登作業所 安全管理

 株式会社 海老名建設

工事の概要

工事番号 : 13-41350-0409
工事名 : 道路橋りょう整備(地特)工事(道路改良)
工事場所 : 耶麻郡西会津町登世島地内
工事概要 : 施工延長L=300.0m W=6.00(8.00)m
掘削工 V=2,400m³ 残土処理工 V=2,400m³
法面工 A=3,950m² 舗装工 A=2,390m²
工事成績 : 95点

安全管理概要

本工事は現況縦断勾配は最急12.5%であり、見通しも悪く冬期間はスタック車又、スリップによる交通事故も多く発生しており、縦断勾配を緩和させる事を目的とした工事です。

現道オープン掘削 最深H=7.00m、それに伴う土砂運搬V=2,400m³を行うためダンプトラックの運搬の際、運搬ルートでの事故防止、過積載防止対策の実施、さらに運搬路の巡視点検を行いました。

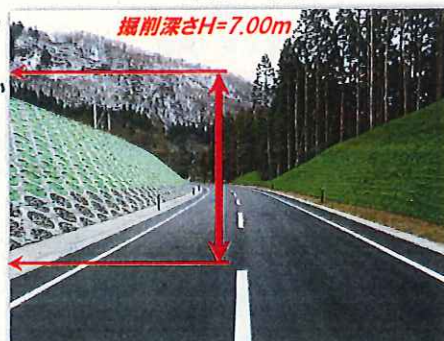
又、数回に現道を切り回ししながらの施工であり、厳しい現場条件であることからリスクアセスメントを取り入れた現場KY活動で、事故防止に努めた。

又、集落内であることから、ボランティア活動にも積極的に参加し、安全衛生管理の向上と、地域貢献に寄与した。

施工前の状況



現在の状況



目次

①,安全衛生管理活動

- 1, 作業所安全目標について
- 2, 安全衛生協議会について
- 3, 安全衛生管理実施事項について

②,現場における安全対策実施状況

- 1, 重機・車輛による災害防止対策
- 2, 第三者へ向けての安全管理
- 3, 安全パトロールの実施
- 4, 自然がもたらす災害防止対策

③,現場代理人が思う安全とは

3 ページ

①,安全衛生管理基本方針

1, 作業所安全目標について

- ・本工事現場では災害を無くすため『無事故・無災害による安全意識と技術力の向上』を目標に掲げ、作業員一丸となって日々の作業を行っています。

2, 安全衛生協議会について

- ・当作業所では、安全目標を達成するために、現場代理人を安全衛生管理者とし、安全衛生協議会を結成して総括的に現場の安全衛生管理を遂行しています。

3, 安全衛生管理実施事項について

危険予知活動の実施

- ・毎日の朝礼で、各作業別にリスクアセスメントによる危険予知活動を行い、危険箇所・危険作業についての確認及び防止対策を実施しています。

新規入場者教育の実施

- ・新規に入場する作業員に対して、現場内容の説明・入場時の健康状態の確認・資格の確認・緊急連絡先の確認を実施しています。

安全パトロールの実施

- ・安全衛生協議会では、毎週1回、現場関係者による安全パトロールを実施し不安全行動の注意、危険箇所の即時改善を行っています。尚、パトロール結果を、当社が実施している、毎月の土木部安全部会にて発表し、全従業員に周知させています。

安全打ち合わせの実施

- ・毎日1回、作業所内において、現場関係職員と職長による翌日の作業安全打ち合わせを実施しています。打ち合わせで討議された問題点はその場で即時是正し、翌日の朝礼で発表するようにしています。

安全教育訓練の実施

- ・毎月1回、現場関係者全員参加で半日の安全教育・訓練を実施しています。

②、現場における安全対策実施状況

1. 重機・車輛による災害防止対策

・ ダンプと作業員通路の区別

本工事は道路掘削土量を、24,000m³運搬します。これをダンプ台数に換算しますと延4,000台のダンプが作業所内・第三者通行帯を往来します。そのためダンプ通路と作業員通路をトラロープ及び警戒標識等で明確に区別し安全な走行計画を行いました。尚、施工中は、規制道が狭くなり大型車輛と一般車輛のすれ違いが困難な箇所がありますので、交通誘導員を配置し片側交互通行規制を行い、交通災害防止対策を実施いたしました。

ダンプ通路と作業員通路の区別



ダンプ通路と一般車輛通路の区別



交通誘導員の誘導・配置



5 ページ

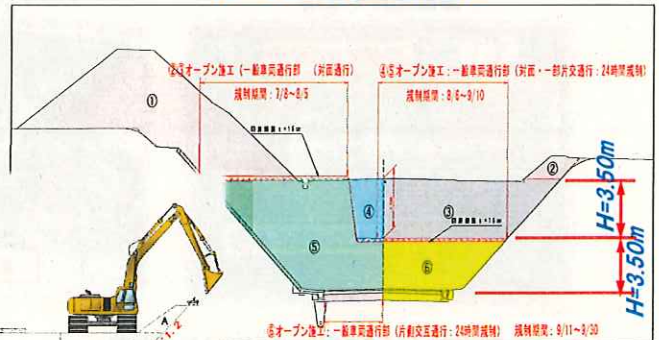
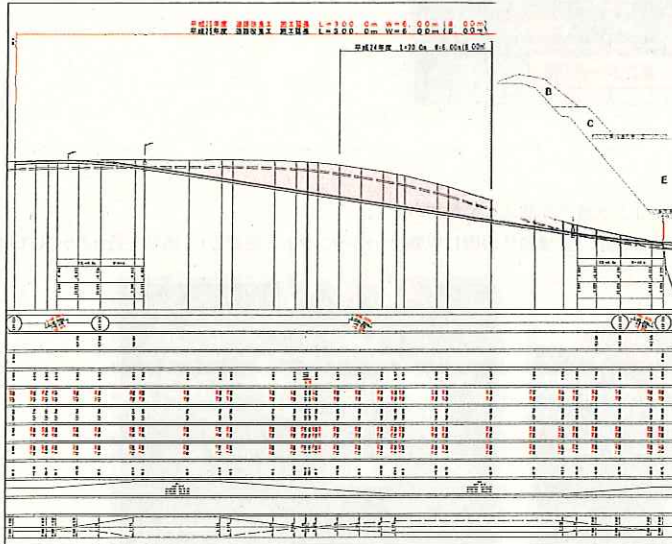
・ オープン掘削時の交通規制計画

本工事路線は生活に必要な主要路線であり、オープン掘削時は一般車輛の通行を行いながらの施工で、特に安全を考慮して施工手順を計画しました。オープン掘削(切土高最高でH=7.00m)を交互に掘削し、施工箇所と一般車輛通行帯を区分として、バリケード・案内誘導看板・標識を設置しての、第三者災害の防止に努め、夜間及び車輛増加する通勤時・休日でのリスクを低減させるため、24時間規制で誘導員を5~6名配置しました。

施工手順及び交通規制計画

施工時 誘導員3~4名を、起・終点及び工事車輛出入口部に配置
夜間 誘導員2~3名を配置

オープン掘削:最深H=7.00m



規制しての施工状況



・ 毎日の工事安全活動の実施

本工事は大型の重機・車輛を多く使用する工事でありますので、重機・車輛作業による事故のリスクが高くなります。そこで、毎日の作業前に行っている朝礼・KY活動により、一日の安全作業の再確認を必ず行いました。
作業日の午後1時より各協力会社の職長出席のもと、翌日の作業内容を確認し「作業手順及び作業計画書」により、リスクを抽出し、翌日のKY活動に反映させ、職長・作業主任者は安全指示事項の実施業況と、監視を徹底して行いました。

職長・作業主任者と作業内容の確認



朝礼・KY活動



・ 重機作業・ダンプ出入りにおける誘導員の配置

本工事では第三者通行での重機作業(バックホウ・ダンプ)であり。そのため、重機・ダンプと作業員・一般車輛との接触を防止する為、重機誘導員を配置して作業を行っています。尚、誘導の際は合図を統一作業を行った。



7 ページ



・ 重機死角の確認

本工事では、作業着手前や新規に入場する作業員に対して死角確認や、重機オペレーターに対してのバックモニターを使用した作業の指示を行っております。

重機死角の確認



バックモニターによる映像



・ 重機燃料漏れによる河川の水質汚染防止対策

本工事は、河川隣接の工事でありますので、特に重機燃料漏れなどによる水質汚染防止に努めています。
対策として、沈殿槽を設け、各重機に燃料吸着マットを配置するとともに、重機給油の際に吸着マットをタンク下に配置して、給油を行うようにしています。

燃料吸着マット設置状況



2. 第三者へ向けての安全管理

・ 第三者の進入防止対策

第三者災害の大きな要因としては、現場内に第三者の方が立入ること、そして一般車輛との接触事故が考えられます。当作業所におきましては、それらの要因を無くすために立入り禁止柵の設置により、車線誘導を行い、又は現場内は急勾配であり見通しが悪い為、誘導員を配置しました。交通誘導員の24時間配置、作業開始をAM8:30にする事により、通勤時の車輛増加及び夜間に伴うリスクを低減させた。

第三者の進入防止対策



立入り禁止柵の設置



第三者の進入防止対策・誘導



9 ページ

・ 作業中における第三者対策・安全対策



・掘削法面の崩落防止対策として、大型土のう設置・防護ネット張を行い、雨水等による法面浸食・崩落防止として、養生シート張りをし、始業前・終業時に法面の点検を実施しました。
 ・施工エリアと、一般車輛通行帯をバリケードで区分し、さらに工事灯・保安灯・方向指示板を設置して第三者対策をしました。
 ・一般車走行車線では、通行により凸凹が発生し、安全な通行の支障となるため、始業前・終業時に路面補修を実施、又粉塵を防止するため散水車による散水を行うなど、良好な作業環境の確保・第三者安全対策をするため創意工夫をした。

3. 安全パトロール実施

安全パトロールは月1回実施。現場関係者による安全パトロールについても毎週1回実施し不安全行動の注意、危険個所の即時改善を行っています。パトロール結果を、当社が実施している毎月の土木部安全部会にて発表し、全従業員に周知させ指摘事項については、関係者に是正及び再教育を行って現場に反映させた。

安全パトロール実施状況



安全教育実施状況



11 ページ

4. 自然がもたらす災害防止対策

異常気象による熱中症対策

近年の異常気象により、夏場の気温上昇が著しく本工事でも熱中症対策を重点項目としています。対策としては、仮設テントによる休憩施設の設置や、コールドスプレー、冷却シート、塩飴などの熱中症対策用品を常備しています。

休憩時間についても通常午前・午後各15分の所を各30分にするなどの対策を行いました。尚、休憩の際にはスポーツ飲料等で十分な水分補給を行い、特に暑い日には朝礼にてこまめな水分補給と休憩をとるように、作業員全員に周知しています。

仮設テント内での休憩状況



水分補給状況



熱中症対策用品



12 ページ
— 24 —

③,現場代理人が思う安全とは

私が思う安全とは、あたりまえの事をあたりまえに行う、安全の大切さについて一度原点に戻り、見直すことが必要だと思います。

ケガをしたら誰が一番大変なのか、誰が一番悲しむのかをもう一度よく考え、誰かに言われたからやるのではなく、自分自身を守る

・自分の家族を守るためにやるんだという意識をもって、作業員全員が無事故・無災害で工事完成まで頑張ることだと思います。

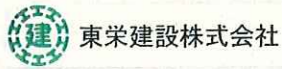


株式会社 海老名建設

☺通行車両が多い中での現道オープン掘削でしたが、無事故・無災害さらに苦情もなく工事を終了することができ道路改良完成後、地区の皆様より安全・安心して通行ができるようになって良かったとの感謝のお言葉をいただきました。

平成27年度
福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会

安全対策に関する発表会



現場代理人・主任技術者
渡邊 雄一

発表の流れ

- 担当現場の工事概要
- 保安施設の配置状況
- 現場固有の安全対策事例
- 全社的な安全に関する取組み事例
- その他の当社現場での安全対策事例

工事概要

- 第15-41351-0094号
 - 道路橋りょう整備（交付）工事（防雪柵）
 - 耶麻郡猪苗代町大字三郷地内（国道115号）
 - 防雪柵工（新設）L=74.0m H=5.0m
※自動収納型高機能防雪柵
 - 契約金額 ￥23,922,000-
- 前年度に基礎設置を行った箇所に対し、支柱及び防雪板の設置を行う工事です。

一般的な保安施設配置



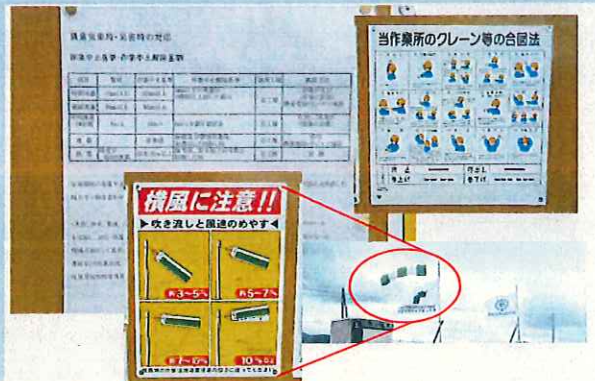
現場固有の安全対策事例

○作業中止基準の周知徹底

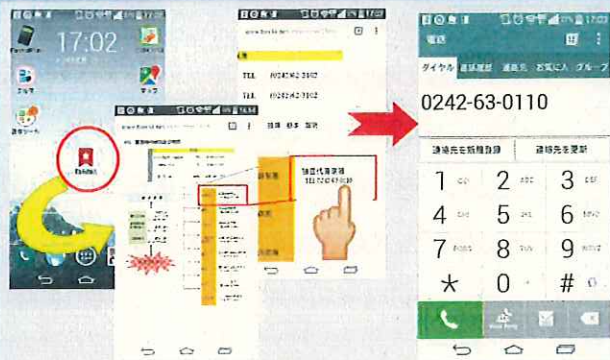
○緊急連絡先のインターネット化



作業中止基準の周知・徹底



緊急連絡先のインターネット化



全社的な取組み事例

- 外部講師による安全教育
- 各稼働現場のパトロール
- 週1回の安全朝礼
- 予防処置事前検討
- 専用ソフトによるリスク抽出

外部講師による安全教育



年間通して、不定期開催で外部講師を派遣し、現場ごとの工程に応じた安全セミナーや全社共通的な課題点をピックアップして、災害予防に力点を置いた教育を行っています。

各稼働現場パトロール



稼働中の現場については月に1回以上の安全パトロールを実施しています。

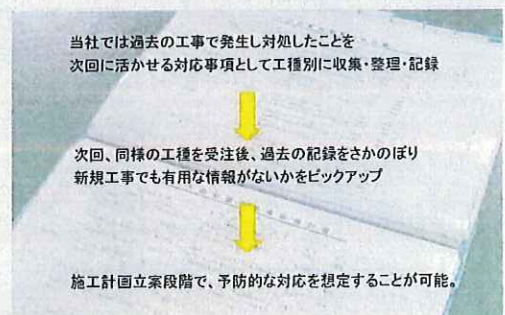
週1回の安全朝礼



毎週月曜日に現在稼働中の現場の進捗や問題点の共有、他の災害発生事例の周知と内容検討などを行っています。

「今週もゼロ災で行こう、ヨシ！！」

予防処置事前検討書による事例収集

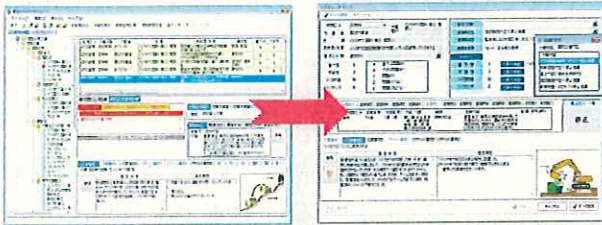


Savior (セーバー) によるリスク抽出



工種から危険源を選定し、想定されるリスクを自動抽出。

リスク低減措置を立案後、施工計画書へ記載。



その他の現場での安全対策事例

- 携帯電話の安定通話可能エリアの調査周知
- 雨量計による降水量把握
- 蜂刺されリスク対策
- 熊出没対策

携帯電話の安定通話可能エリアの調査・周知



山間部など施工現場では電波受信可能なスポットに限られるため、作業区域の整正後、事前に電波が安定して入りやすいエリアを調査して、作業員へ周知するとともに看板で明示。

雨量計による降水量把握



蜂刺されリスク対策



出現した時に使用する撃退スプレー



蜂を誘引する液体を入れて、所定箇所にセット



ペットボトルの切り欠きにかえしつけて、入ったら出ない工夫を

熊出没対策



熊が実際に出没した場合に使用する刺激物を噴射するスプレー



周囲へ近づいて来た時に使用し、威嚇する燻竹などを常備。

ご静聴いただきありがとうございました。



東栄建設株式会社

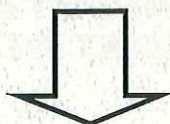
平成27年度建設工事安全対策重点計画書 に基づく安全パトロールについて



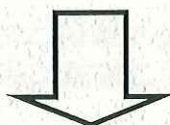
福島県喜多方建設事務所

本日の説明の流れ

1. 平成27年度建設工事重点計画書



2. これまでの安全パトロール結果



3. まとめ

1. 平成27年度建設工事重点計画書

1. 土木部基本方針

【調査設計段階】

①調査設計において、現場条件に合致した施工方法と安全な仮設計画に配慮する。

【発注準備・着工準備段階】

②必要な安全経費の計上と適切な工期を設定する。

③施工計画書が共通仕様書及び現場の施工条件に合致していることを確認する。

【施工段階】

④現場で工程会議を行い、工程が安全管理に問題を生じさせていないか確認する。

⑤工事の進捗に合わせ、安全パトロールを適宜実施し、現場の安全管理体制を確認する。

⑥仮設工が設計通り適切に行われているか確認し、変更が必要な場合は適切に変更設計を行う。

⑦施工状況を確認する際に、安全管理が適切になされているか確認する。

⑧施工条件が当初と異なる場合は、甲乙協議に基づき、適切に設計変更を行う。

【竣工・その他】

⑨供用開始に当たって、安全性が確保されているか確認する。

⑩発注者として安全教育を実施し、安全管理に関する技術力の向上を図る。

2. 事務所重点計画

(1) 平成27年度のスローガン

**「安全管理」を最優先し、
「事故ゼロ」の実現を目指そう。**

(2) 具体的な取り組み内容

- ①設計業務において、中間技術審査時や協議打合せ時に、施工計画、仮設計画を対象とした精査の実施。
- ②部長、課長による安全パトロール(事前告知なし)
(概ね2カ月に1回、毎回パトロール重点テーマを決めて実施)。
- ③監督員の臨場による段階確認の原則実施と合わせて安全管理、工程、仮設工の適切性の確認(実施状況を進行管理)
- ④安全推進協議会公共工事安全推進計画に掲示した項目の実施と進行管理
- ⑤工事完成時、供用開始時直前における部長または課長等による第三者への安全性確認の実施(維持管理に係る工事を除く)

(3) 年間予定表

実施内容		H26年度		H27年度												
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画の策定 (P)		●														
取り組み の実施 (D)	①			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②			●		●		●	●			●		●		
	③			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	④				●		●			●		●		●		
	⑤			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
実施状況の評価※1 (C)									●				●			
効果の評価※2・改善 (A)														●		

※1 実施状況の評価：具体的な取り組みについて、実施出来たか否かを評価する。

※2 効果の評価：取り組みにより効果があったか否かを評価する。

◎個別の事故等の事案が発生した場合には、随時原因分析を行い、再発防止策を検討する。

2. これまでの安全パトロール結果

1. 指摘件数

工事名	工事数	安全パトロールの指摘事項				(5) 合計
		(1) 転落防止関係	(2) 崩落防止関係	(3) 建設機械等関係	(4) その他	
1. 道路	(82.3%) 51	(29.9%) 52	(2.9%) 5	(13.8%) 24	(53.4%) 93	(100.0%) 174
2. 河川	(6.5%) 4	(18.2%) 2	(0.0%) 0	(27.3%) 3	(54.5%) 6	(100.0%) 11
3. 砂防	(6.5%) 4	(60.0%) 12	(5.0%) 1	(15.0%) 3	(20.0%) 4	(100.0%) 20
4. 建築	(4.7%) 3	(33.3%) 2	(0.0%) 0	(16.7%) 1	(50.0%) 3	(100.0%) 6
【合計】	(100.0%) 62	(32.2%) 68	(2.8%) 6	(14.7%) 31	(50.2%) 106	(100.0%) 211

2. 主な指摘内容

(1) 転落防止関係

- ・足場の載荷重を表示すること。
- ・足場板を固定すること。
- ・現場作業を行っていない場合、第三者が足場内に入れない方策を講じること。
- ・足場開口部を改善すること。
- ・単管パイプにキャップを設置すること。
- ・落下防止のため、足場の幅木を10cm以上とすること。
- ・足場の手すり高さを85cm以上とすること。
- ・足場手すりのがたつきを改善すること。

(2) 崩落防止関係

- ・床掘面に崩落防止ネットを設置すること。
- ・暫定法面の崩落防止対策を実施すること。
- ・オーバーハング部の処理を行うこと。

(3) 建設機械等関係

- ・車止めを設置すること。
- ・発動発電機のオイル漏れ防止対策を講じること。
- ・過積載があったので、改善報告書を提出すること。
- ・重機を施錠すること。
- ・資材、重機の回りをバリケード等で仕切ること。

(4) その他

- ・施工箇所を明確に区分すること。
- ・バリケードに重しを付けること。
- ・資材、現場を整理整頓すること。
- ・現場が稼働していない時は、「休工中」である旨を明示すること。
- ・歩道の段差摺付を行うこと。
- ・引っかからないようにケーブルの養生を行うこと。
- ・クッションドラムに水を入れること。
- ・点滅しない点滅灯を交換すること。

3. まとめ

1. 次回の安全パトロール重点テーマ(案)

- ・転落防止対策は適正か。
- ・第三者の進入防止対策は適正か。
- ・公衆災害対策(歩行者、車両)は適正か。

2. 安全管理の重要性

(1) 労働災害が発生すると

- ・刑事罰： 労働安全衛生法違反、業務上過失致死 等
- ・損害賠償： 遺族からの損害賠償 等
- ・行政処分： 指名停止 等
- ・信用低下

(2) 安全管理の重要性

安全管理は労働者の命を守るため

→ 安全管理は職場のため

→ 安全管理は自分のため

○基本を守る。

① 基本手順や細かな規定を守る。

(例)立入禁止区域を明確にする。

重機を目的外で使用しない。

重機の運転は有資格者のみが行う。等

② 横着しない。

○常日頃から現場を整理整頓する。

→ だらしない現場、汚い現場は危険が潜んでいる。

平成 27 年度 建設工事安全対策重点計画書

平成 27 年 3 月 18 日

喜多方建設事務所

1. 土木部基本方針

【調査設計段階】

①調査設計において、現場条件に合致した施工方法と安全な仮設計画に配慮する。

【発注準備・着工準備段階】

②必要な安全経費の計上と適切な工期を設定する。

③施工計画書が共通仕様書及び現場の施工条件に合致していることを確認する。

【施工段階】

④現場で工程会議を行い、工程が安全管理に問題を生じさせていないか確認する。

⑤工事の進捗に合わせ、安全パトロールを適宜実施し、現場の安全管理体制を確認する。

⑥仮設工が設計通り適切に行われているか確認し、変更が必要な場合は適切に変更設計を行う。

⑦施工状況を確認する際に、安全管理が適切になされているか確認する。

⑧施工条件が当初と異なる場合は、甲乙協議に基づき、適切に設計変更を行う。

【竣工・その他】

⑨供用開始に当たって、安全性が確保されているか確認する。

⑩発注者として安全教育を実施し、安全管理に関する技術力の向上を図る。

2. 事務所重点計画

(1) 平成 27 年度のスローガン

「安全管理」を最優先し、「事故ゼロ」の実現を目指そう。

(2) 具体的な取り組み内容

①設計業務において、中間技術審査時や協議打合せ時に、施工計画、仮設計画を対象とした精査の実施。

②部長、課長による安全パトロール（事前告知なし）

（概ね 2 カ月に 1 回、毎回パトロール重点テーマを決めて実施）。

③監督員の臨場による段階確認の原則実施と合わせて安全管理、工程、仮設工の適切性の確認（実施状況を進行管理）

④安全推進協議会公共工事安全推進計画に掲示した項目の実施と進行管理

⑤工事完成時、供用開始時直前における部長または課長等による第三者への安全性確認の実施（維持管理に係る工事を除く）

(3) 年間予定表（いつ、何をするのか） （責任者：職 事業部長）

実施内容	H26年度		H27年度											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画の策定 (P)	●													
取り組みの実施 (D)	①		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②		●		●		●	●			●		●	
	③			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	④				●		●			●		●		●
	⑤			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
実施状況の評価※1 (C)								●				●		
効果の評価※2・改善 (A)													●	

※1 実施状況の評価：具体的な取り組みについて、実施出来たか否かを評価する。

※2 効果の評価：取り組みにより効果があったか否かを評価する。

◎個別の事故等の事案が発生した場合には、随時原因分析を行い、再発防止策を検討する。

平成27年度建設工事安全対策重点計画書に基づく安全パトロール
(4月、6月、9月)指摘事項・集計表

1. 指摘件数

(作成日:平成27年12月1日)

工事名	工事数	安全パトロールの指摘事項				(5) 合計
		(1) 転落防止関係	(2) 崩落防止関係	(3) 建設機械等関係	(4) その他	
1. 道路	(82.3 %) 51	(29.9 %) 52	(2.9 %) 5	(13.8 %) 24	(53.4 %) 93	(100.0 %) 174
2. 河川	(6.5 %) 4	(18.2 %) 2	(0.0 %) 0	(27.3 %) 3	(54.5 %) 6	(100.0 %) 11
3. 砂防	(6.5 %) 4	(60.0 %) 12	(5.0 %) 1	(15.0 %) 3	(20.0 %) 4	(100.0 %) 20
4. 建築	(4.7 %) 3	(33.3 %) 2	(0.0 %) 0	(16.7 %) 1	(50.0 %) 3	(100.0 %) 6
【合計】	(100.0 %) 62	(32.2 %) 68	(2.8 %) 6	(14.7 %) 31	(50.2 %) 106	(100.0 %) 211

2. 主な指摘内容

項目	内容
(1) 転落防止関係	<ul style="list-style-type: none"> ・足場の載荷重を表示すること。 ・足場板を固定すること。 ・現場作業を行っていない場合、第三者が足場内に入れない方策を講じること。 ・足場開口部を改善すること。 ・単管パイプにキャップを設置すること。 ・落下防止のため、足場の幅木を10cm以上とすること。 ・足場の手すり高さを85cm以上とすること。 ・足場手すりのがたつきを改善すること。
(2) 崩落防止関係	<ul style="list-style-type: none"> ・床掘面に崩落防止ネットを設置すること。 ・暫定法面の崩落防止対策を実施すること。 ・オーバーハング部の処理を行うこと。
(3) 建設機械等関係	<ul style="list-style-type: none"> ・車止めを設置すること。 ・発動発電機のオイル漏れ防止対策を講じること。 ・過積載があったので、改善報告書を提出すること。 ・重機を施錠すること。 ・資材、重機の回りをバリケード等で仕切ること。
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施工箇所を明確に区分すること。 ・バリケードに重しを付けること。 ・資材、現場を整理整頓すること。 ・現場が稼働していない時は、「休工中」である旨を明示すること。 ・歩道の段差摺付を行うこと。 ・引っかからないようにケーブルの養生を行うこと。 ・クッションドラムに水を入れること。 ・点滅しない点滅灯を交換すること。

平成27年度建設工事安全対策重点計画書に基づく安全パトロール(4月、6月、9月)指摘事項一覧表

(作成日:平成27年12月1日)

1. 道路工事

工事名	工種名	工事No.	指摘数	安全パトロールの指摘事項					
				(1) 転落防止関係	(2) 崩落防止関係	(3) 建設機械等関係	(4) その他		
1. 道路	(1) 橋梁工 (3工事)	①	2	1 ○足場床版を固定すること。(最下段に降りていく箇所)	0	-	0	1 ○加工した鉄筋が道路にはみ出しているため、整理整頓すること。	
		②	2	0	-	1 ○床掘面に崩落防止ネットを設置すること。	0	1 ○施工箇所を明確に区分すること。(法肩にトラロープを鋼棒で固定しながら設置する等)	
		③	2	0	-	0	1 ○車止めを設置すること。	1 ○バリケードに重しを付けること。	
		【計】	6	1	-	1	1	3	
	(2) 橋梁補修工 (11工事)	①	2	0	-	0	0	2 ○資材を整理整頓すること。 ○ブルーシートが飛ばないように固定すること。	
		②	4	4	○足場に載荷重を表示すること。 ○足場板を固定すること。 ○足場の下面にネットを設置すること。 ○排水孔が開いたままになっているので、蓋をする等の養生すること。	0	-	0	-
		③	1	0	-	0	0	0	1 ○現場が稼働していない場合は、「休工中」である旨を明示すること。
		④	1	0	-	0	0	0	1 ○河川に降りる脚立を撤去すること。
		⑤	6	5	○足場が誰でも入れる状態になっているので、現場作業を行っていない時は、第三者が足場の中に入れないようにすること。 ○道路と足場の間で転落しないよう対策を講じること。 ○足場に載荷重を表示すること。 ○足場からの落下防止のため、幅木を設置すること。 ○排水孔箇所の足場開口部を改善すること。	0	-	0	1 ○現場が稼働していない場合は、「休工中」である旨を明示すること。
		⑥	4	3	○足場が誰でも入れる状態になっているので、現場作業を行っていない時は、第三者が足場の中に入れないようにすること。 ○安全に昇降できるように対策を講じること。 ○単管パイプにキャップを設置すること。	0	-	0	1 ○現場が稼働していない場合は、「休工中」である旨を明示すること。
		⑦	1	0	-	0	0	0	1 ○看板に「休工中」の表示をすること。
		⑧	1	0	-	0	0	0	1 ○現場が稼働していないので、工事看板に「休工中」の表示をすること。
		⑨	4	1	○足場の上に置かれている土のう袋を撤去すること。	0	-	2 ○車止めを設置すること。 ○発動発電機のオイル漏れ防止対策を講じること。	1 ○県道側出入口の看板を見やすい箇所に設置すること。
		⑩	5	3	○落下防止のため、足場の幅木を10cm以上とすること。 ○足場の手すり高さが85cm未満であるため、85cm以上とすること。 ○足場階段と高欄との間にネットを設置すること。	0	-	0	2 ○路面にあるケーブルを片付けること。 ○歩道の段差撤付を行うこと。
		⑪	1	0	-	0	0	0	1 ○P2の足場が河床から立ち上がっているため、出水時における流出等の対策を検討すること。
	【計】	30	16	-	0	2	2	12	
	(3) 消雪工	①	11	1	○夜間における歩行者の転落防止対策を講じること。(ラバーコーン→バリケードで固定)	0	-	1 ○車止めを設置すること。	9 ○古くて壊れている点滅灯を新しいものに交換すること。 ○歩行者用の通路を明確にすること。 ○裏道からの通行者のために、注意喚起の看板を設置すること。(例:この先工事中) ○危険防止のため、殻を取り除いてから整地した後、交通解放すること。 ○側溝の回りを囲うようにすること。(子供が側溝に入って遊ばないようにする。) ○掲示されているKYの内容が、ありきたりのものとなっているので、市街地の工事であることを考慮し、具体的に記載すること。(リスク管理) ○ケーブルに引っかからないよう、適切に養生すること。また、BH等の作業で架空線に影響を及ぼすおそれがある時は、架空線の養生を行うこと。 ○福島県PR用ののぼりを、もう少し見やすいところに設置すること。 ○バリケードに重しを付けて、動かないようにすること。
			(2工事) ②	6	1	○歩行者転落防止のため、床掘を行っている箇所に柵等を設置すること。	0	1 ○過積載があったので、改善報告書を提出すること。	4 ○歩行者への危険周知のため、「段差あり」の標示を設置すること。 ○歩行者用の通路にマットが敷設されているが、幅が足りない部分や敷設されない部分があるので、敷設すること。 ○バリケードを固定すること。 ○クッションドラムに注水すること。
		【計】	17	2	-	0	2	13	
	(4) 道路改良工 (7工事)	①	3	1	○歩行者等の転落防止のため、バリケード等で現場を仕切ること。	0	-	1 ○車止めを設置すること。	1 ○クッションドラムに水を入れること。
		②	2	1	○ガードレールが設置されていない部分に、車両転落防止のため、仮設ガードレールを設置すること。	0	-	0	1 ○夜間における危険防止のため、カーブ部(3スパン程度)に照明灯を設置すること。
		③	3	0	-	1 ○暫定法面の崩壊防止対策を実施すること。	0	0	2 ○出入口部(現道と接する箇所)に配置したバリケードの固定 ○土砂流出防止対策を実施すること。
		④	1	0	-	0	-	1 ○車止めを設置すること。	0
		⑤	6	2	○仮道にリボンテープを設置する等、転落防止策を講じること。 ○路肩の崩落防止対策を講じること。	0	-	0	4 ○看板を固定すること。 ○バリケードに重しを付けること。 ○路肩にセーフティコーンを置いている箇所は、バリケードを設置すること。 ○路面の穴を埋めること。
		⑥	5	1	○側溝の開口部処理を行うこと。	0	-	1 ○車止めを設置すること。	3 ○セーフティコーンに重しを付けること。 ○セーフティコーンを車道の区分に使用している箇所に、バリケードを設置すること。バリケードに照明灯も設置すること。 ○ケーブルの養生を行うこと。

工事名	工種名	工事No.	指摘数	安全パトロールの指摘事項					
				(1) 転落防止関係	(2) 崩落防止関係	(3) 建設機械等関係	(4) その他		
		⑦	1	0	0	1	0	0	0
		【計】	21	5	1	4	11		
(5) 雪崩予防柵工		①	3	2	0	0	0	1	0
(1工事)		【計】	3	2	0	0	1		
(6) 法面工		①	3	2	0	0	0	1	0
(8工事)		②	4	1	0	1	2	1	0
		③	2	1	0	0	0	1	0
		④	6	2	0	1	3	0	0
		⑤	3	1	0	1	1	1	0
		⑥	5	5	0	0	0	0	0
		⑦	3	0	0	1	2	0	0
		⑧	1	0	0	0	1	0	0
		【計】	27	12	0	4	11		
(7) 排水工		①	1	0	0	1	0	0	0
(1工事)		【計】	1	0	0	1	0		
(8) 防水工		①	4	3	0	0	0	1	0
(3工事)		②	4	1	1	1	1	1	0
		③	5	2	0	0	3	0	0
		【計】	13	6	1	1	5		
(9) 舗装工		①	3	0	0	0	3	0	0
(3工事)		②	5	1	0	1	3	0	0
		③	1	0	0	0	1	0	0
		【計】	9	1	0	1	7		
(10) 歩道工		①	11	1	1	2	7	0	0
(2工事)		②	5	0	0	2	3	0	0
		【計】	16	1	1	4	10		
(11) 路肩拡幅工		①	3	0	0	0	3	0	0
(1工事)		【計】	3	0	0	0	3		

工事名	工種名	工事No.	指摘数	安全パトロールの指摘事項							
				(1) 転落防止関係	(2) 崩落防止関係	(3) 建設機械等関係	(4) その他				
(12) 落石防護工	(4工事)	①	5	1	○側溝開口部に落ちないように、コンパネ等を開口部に設置すること。	1	○工事中の落石防止対策として、少なくとも、その日の施工区間だけで良いので、仮設防護柵を設置すること。	1	○車止めを設置すること。	2	○工事の周知のため、ラバーコーンを工事現場の先の方から設置すること。 ○バリケードに重しを付けて、動かないようにすること。
		②	4	0	-	-	1	○危険周知のため、路上にあるバックホウに囲いを設置すること。また、囲いには、ソーラーの点滅灯を設置すること。	3	○バリケードに重しを設置すること。 ○現場が稼働していない場合は、「休工中」である旨を明示すること。 ○点灯しないソーラーの点滅灯は、交換すること。	
		③	2	0	-	-	0	-	2	○車道と資材置場(H鋼)の間に、バリケードを設置すること。また、バリケードには、ソーラーの点滅灯を設置すること。 ○現場が稼働していない場合は、「休工中」である旨を明示すること。	
		④	1	0	-	-	0	-	1	○現場が稼働していない場合は、「休工中」である旨を明示すること。	
		【計】	12	1	-	-	1	-	2	8	
(13) 擁壁工	(5工事)	①	3	0	-	-	1	○車止めを設置すること。	2	○工事の周知のため、ラバーコーンを工事現場の先の方から設置すること。 ○バリケードに重しを付けて、動かないようにすること。	
		②	7	2	○転落防止対策を講じること。(親綱、足場等) ○喜多方側のガードレールから2スパン分のバリケードを固定すること。	0	-	1	○車止めを設置すること。	4	○シートが乱雑になっているので、整理整頓を行うこと。 ○夜間の交通解放時に、通行車両の注意喚起のため、体感マットを工事現場の先の方から敷設すること。 ○舗装と砂利との段差を解消すること。 ○車両が砂利部を通行しないよう、ラバーコーンで誘導すること。
		③	2	2	○足場が誰でも入れる状態になっているので、現場作業を行っていない時は、第三者が足場の中に入れないようにすること。 ○ガードレールと足場の間から転落しないように、転落防止対策を講じること。	0	-	0	-	0	-
		④	1	1	○バリケードを固定すること。	0	-	0	-	0	-
		⑤	3	0	-	-	0	-	3	○看板に「休工中」の表示をすること。 ○看板を固定すること。 ○L型擁壁(二次製品)の現場保管方法を適正にすること。	
【計】	16	5	-	-	0	-	2	9			
【道路計】 (51工事)		174	52	-	-	5	-	24	93		

2. 河川工事

工事名	工種名	工事No.	指摘数	安全パトロールの指摘事項							
				(1) 転落防止関係	(2) 崩落防止関係	(3) 建設機械等関係	(4) その他				
河川	護岸工	①	6	1	○河川への転落防止のため、ポール等で明示すること。	0	-	2	○車止めを設置すること。 ○発動発電機の油漏れ防止のため、オイルパン等を設置すること。	3	○現場で1人で作業しているため、複数で作業すること。 ○敷鉄板の段差を解消すること。 ○現場の整理整頓を行うこと。
		②	2	0	-	-	0	-	2	○湖面に浮いている仮締切のビニールシート、板材を撤去すること。 ○資材等の整理整頓を行うこと。	
		③	2	1	○河床に降りる仮道に導線を設置すること。	0	-	0	-	1	○共通仕様書に基づき、水位計を設置すること。
		④	1	0	-	-	1	○車止めを設置すること。	0	-	
		【計】	11	2	-	-	0	-	3	6	
【河川計】 (4工事)		11	2	-	-	0	-	3	6		

3. 砂防工事

工事名	工種名	工事No.	指摘数	安全パトロールの指摘事項							
				(1) 転落防止関係	(2) 崩落防止関係	(3) 建設機械等関係	(4) その他				
砂防	えん堤工	①	9	5	○足場から施工面上昇降階段について、動かないように固定し、手すりを付ける等、適正なものとする。 ○足場に手すりを設置すること。また、足場板のたつきを改善すること。 ○足場からの落下防止のため、幅木を設置すること。 ○上流側から堤体に入る進入路の導線確保を行うこと。 ○足場に荷重表示をすること。	0	-	1	○車止めを設置すること。	3	○施工面に物が乱雑に置かれているため、整理整頓すること。 ○施工面に型枠が積み重ねられているが、飛散のおそれがあるため、施工面の外に保管すること。 ○施工面に煙草の吸殻が落ちているので、清掃すること。
		②	4	3	○堤体上下流に転落防止策を講じること。 ○足場の荷重表示を行うこと。 ○足場上の片付けを行うこと。	0	-	0	-	1	○現場内の整理整頓を行うこと。
		【計】	13	8	-	-	0	-	1	4	

工事名	工種名	工事 No.	安全パトロールの指摘事項					
			指摘数	(1) 転落防止関係	(2) 崩落防止関係	(3) 建設機械等関係	(4) その他	
	擁壁工	①	6	4	1	1	0	-
		(2工事)	②	1	0	0	1	0
		【計】	7	4	1	2	0	
		【砂防計】 (4工事)	20	12	1	3	4	

4. 建築工事

工事名	工種名	工事 No.	安全パトロールの指摘事項					
			指摘数	(1) 転落防止関係	(2) 崩落防止関係	(3) 建設機械等関係	(4) その他	
建築	大規模改造工(1工事)	①	2	2	0	0	0	-
			【計】	2	2	0	0	0
	新築工	①	1	0	0	0	1	○整理整頓(番線がちらかっていた。)
		(2工事)	②	3	0	0	1	2
		【計】	4	0	0	1	3	
	【建築計】 (3工事)		6	2	0	1	3	

5. 合計

工事名	工種名	工事 No.	安全パトロールの指摘事項					
			指摘数	(1) 転落防止関係	(2) 崩落防止関係	(3) 建設機械等関係	(4) その他	
【合計】	(62工事)		211	68	6	31	106	